

# 県産農産物販売促進特別対策事業（三次募集） 公募要領

## 1 事業の目的

農業生産資材及び燃料価格等の高騰や、高温・干ばつの影響による米の等級低下等により生産者の経営が圧迫されています。また、物価高騰により県民の家計の支出が増加しています。

そこで、県産農産物の販売促進及び消費拡大を図るとともに、生活の基本である食材に係る家計支出の負担軽減のため、以下のとおり補助事業を実施します。なお、本事業は、「県産農産物販売促進特別対策事業補助金交付等要綱」（以下「要綱」という。）その他関係規程に基づき実施しますので、関係資料を熟読の上、申請してください。

## 2 対象事業者

本事業の事業実施主体は、食品関連事業者、農林漁業者又は商工業者の組織する団体（量販店、ドラッグストア、農産物直売所、米小売店、直売を行っている農業者など）とします。

## 3 対象となる事業等の要件

- (1) 県産農産物を使ったキャンペーンを実施し、県産農産物の消費拡大につながるPRを行う事業を対象とします。なお、キャンペーンの実施に当たっては、本事業の趣旨に鑑み、県産農産物の適正価格の確保に努めてください。
- (2) 補助対象経費及び補助率については、下表のとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付します。なお、交付決定額は、千円未満の端数が生じたときは切り捨てます。
- (3) 補助金の申請状況により、交付決定額を調整する場合があります。

区 分	補助対象経費	補助率
① 直売所等における 県産米増量キャンペーン（農産物直売所、 米小売店など） <b>注1)</b>	ア 県産米の販売量に対する <u>2割を上限とする増量分費用</u>	10/10
	イ PR資材経費（広報費や印刷製本費など） <b>注3)</b>	10/10 ※アの補助額を合わせた補助金の総額の1割まで
② 量販店等における ポイントキャンペーン（量販店、ドラッグ ストアなど） <b>注2)</b>	ア 県産米を始めとする県産農産物*1 の販売額に対する <u>2割を上限とする ポイント付与費用（通常のポイント分 は除く）</u>	10/10
	イ 県産農産物加工品（埼玉県産品の原材料を主原料として企画した商品で、 一般消費者に販売される食料品）*2の 販売額に対する <u>2割を上限とするポ</u>	

	<u>イント付与費用(通常のポイント分は除く)</u>	
	ウ PR資材経費(広報費や印刷製本費など) 注3)	10/10 ※アの補助額を合わせた補助金の総額の1割まで

\*<sup>1</sup> 対象品目として県産米の取扱いは必須ではありません。

\*<sup>2</sup> 埼玉県産品の原材料を主原料とする加工品を対象とする場合は、対象とする商品について申請前に御相談ください。

注1)～注3)は、P5参照

- (3) 補助事業者のうち、「②量販店等におけるポイントキャンペーン」を実施する事業者は、本事業の終了後において、継続的に県産米の販売を行うことを採択要件とします(詳細は要綱及び申請様式を参照)。また、本事業の実施後の県産米の販売状況について、定められた期日までに、書面により知事に報告してください。
- (4) 本事業については、補助事業者の運営する県内店舗の全部又は一部で実施してください(県外店舗の実施は任意ですが、できる限り実施をお願いします)。

#### 4 本事業の対象期間

交付決定日から令和6年12月31日(火)まで

※交付決定前着手届の提出があった場合には対象期間の始期はこの限りではありません。

#### 5 申請書類の作成及び提出等

##### (1) 受付期間

令和6年7月31日(水)～8月30日(金)

※ 受付期間内に補助金の申請額が予算額に達しない場合は、8月30日(金)以降も延長して申請を受け付けます。

※ 受付期間内に補助金の申請額が予算額に達した場合は、受付期間内であっても申請の受付を終了します。

##### (2) 提出書類

- ・ 要綱様式第1号 交付申請書
- ・ 同 別紙 事業実施計画書
- ・ 要綱別表2に記載された添付資料
- ・ 要領様式第3号 交付決定前着手届 ※ 事前着手が必要な場合

※ 提出書類の様式は、以下のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0902/6jisangyoka/r6tokubetutaisaku.html>

##### (3) 申請方法

原則として、以下のアドレス宛てに電子メールで提出してください。やむを得ない場合は、以下の宛先まで持参又は郵送(期日までに必着)してください。

※ 受付期間終了後も随時申請を受け付ける場合がありますので、下記連絡先に御相談  
ください。

＜メールの場合＞

提出先：a4105-05@pref.saitama.lg.jp

(埼玉県農林部農業ビジネス支援課 販売対策・6次産業化担当)

件名：「(事業者名) 埼玉県『県産農産物販売促進特別対策事業(三次募集)』交付申請」としてください。

＜持参又は郵送の場合＞

埼玉県農林部農業ビジネス支援課 販売対策・6次産業化担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

電話：048-830-4106

※ 封筒には「埼玉県『県産農産物販売促進特別対策事業(三次募集)』交付申請書類  
在中」と明記してください。

## 6 スケジュール

本事業の実施スケジュールは以下を想定しています。ただし、申請件数により変更することがあります。

- ・ 交付申請の受付期間 令和6年7月31日(水)～8月30日(金)
- ・ 交付決定通知 申請書類を受理・審査の上、通知
- ・ 事業の開始 令和6年7月31日～  
※事業開始は、交付決定日以降となります。補助事業に係る契約・発注等は、必ず交付決定後に行ってください。なお、交付決定前着手届の提出があった場合にはこの限りではありません。
- ・ 事業の完了 令和6年12月31日まで
- ・ 実績報告書の提出 事業を完了した日から1か月を経過した日又は当該年度の3月15日のいずれか早い日まで
- ・ 補助金の額の確定通知 確認・検査後
- ・ 精算払請求書の提出 補助金の額の確定後
- ・ 補助金の交付 精算払請求書の提出後

## 7 本事業の実施に当たっての留意点

本事業の対象となった事業者は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 県は事業の遂行状況等について定期的に報告を求めます。
- (2) 対象外経費の計上が発見された場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出するよう県から連絡します。
- (3) 補助金の支払については、原則、事業実施者から実績報告書の提出を受け、事務局において補助金の額の確定をした後の精算払となります。
- (4) 実績報告に基づき、必要に応じて調査を行い、補助金の額を確定します。補助金は、

事業を行うために必要な経費として認められたものに限ります。支払を証明できる証拠書類等が整備されていない場合は、原則として必要な経費として認められません。

- (5) 本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (6) 本事業実施中又は終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。事業実施者が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

## 8 お問合せ先（事務局）

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

販売対策・6次産業化担当 堤・福田・磯貝

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

電話：048-830-4106

E-mail：a4105-05@pref.saitama.lg.jp

注1)「① 直売所等における県産米増量キャンペーン」の要件

- ・ 販売する県産米に対して、無償の増量分を加えて提供するものとし、ポスター、POP、のぼり、ホームページ、広告（チラシ、アプリ、SNS等）などにより、県産米及びキャンペーンをPRすること。
- ・ 期間は必ずしも連続させる必要はないこと。

注2)「② 量販店等におけるポイントキャンペーン」の要件

- ・ 販売する県産農産物等に対して、通常のポイントに上乘せしてポイントを付与するものとし、ポスター、POP、のぼり、ホームページ、広告（チラシ、アプリ、SNS等）などにより、県産農産物及びキャンペーンをPRすること。
- ・ 対象品目は、米、野菜、果実、茶、畜産物などの県産農産物及び県産農産物加工品（埼玉県産品の原材料を主原料として企画した商品で、一般消費者に販売される食料品）とし、それら品目の販売場所には、販売促進資材等によりPRをすること。なお、販売場所は原則として常設棚とするが、PR効果が認められる場合には、臨時の特設コーナーとすることもできるものとする。
- ・ 期間は必ずしも連続させる必要はないこと。
- ・ 県産農産物を取り扱っている地場産コーナーの農産物についてもキャンペーンの対象に加えることができること。

※ 県産農産物加工品を対象としたい場合は、事前に担当まで御連絡ください。

注3) 補助対象となるPR資材経費

- ・ 広告・広報として作成したポスター、POPやチラシ等の印刷費や広告料（ただし、チラシ等に他の商品の広告と併せて掲載する場合にはキャンペーンの特集内容の掲載面積に応じて按分）
- ・ のぼり等の資材費
- ・ アプリ、ホームページ、SNS等による広告料（デザイン費や発信に係る手数料など）